労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社トーヨーワーク（以下、会社という）と従業員代表とは、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）
第1条　本協定は、派遣先で別紙「業務の種類」に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
2　対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
3　会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）
第2条　対象従業員の賃金は、基本給（賞与を含む）、勤務地手当、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）
第3条　対象従業員の基本給（賞与を含む）の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。
（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、
令和7年8月25日職発0825第1号「令和8年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（別添2）とし、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）」（別添1）を用いる場合は別表1に理由を記載する。
（2）通勤手当については、基本給（賞与を含む）とは分離し、第6条のとおりとする。
（3）地域指数については、派遣先事業所所在地が三重県、京都府、大阪府の場合は、その府県内の複数の市町村になることから、通達別添3に定める三重、京都、大阪の指数を用いるものとする。
また、派遣先事業所所在地が奈良県の場合は、特定の限定された市町村になることからその市町村を管轄するハローワーク奈良、大和高田、桜井、下市、大和郡山の指数を使用するものとする。

第4条　対象従業員の基本給（賞与を含む）は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
（1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
（2）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
　A:　　20年
　B:　　10年
　C:　　0年
（3）毎年改定される局長通達による「一般賃金」の額に基づき、本別表2の「基本給額」が前年度の「基本給額」より低額に改訂された場合でも、「一般賃金」の改定を理由とした個々の派遣労働者の基本給額を令和7年度の「基本給額」より減額した改訂は行わない。

2　会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。
　また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条　対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、基本給と分離して法律の定めに従って支給する。

第6条　対象従業員の通勤手当は、派遣社員通勤手当規定に基づき通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩又は自転車により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道2km未満であるものを除く。

第7条　対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。
（1）通達に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）
（2）退職時の勤続年数ごと（5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年）の支給月数：
「令和6年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条　対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりする。ただし、派遣社員の退職手当制度を開始した令和2年3月31日以前の勤続年数の取扱いについては、0年とする。
（1）退職手当の受給に必要な最低勤続年数は、5年とする。
（第7条（1）の最低勤続年数3年に比して長い理由：正社員は派遣労働者と業務内容が異なり、且つ正社員は「責任の程度（権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等）」が広い為に、最低勤続年数を3年としている。一方、派遣労働者には「責任の程度（権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等）」を狭くしか担わせていないので、処遇における均衡を図るため、最低勤続年数を5年としている。）
（2）別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定に当たっての評価）
第9条　評価については期初に個別目標を設定し、1年ごとに派遣先での評価を踏まえ個別面談を実施し、目標の達成度、仕事への取り組み姿勢などを確認することで行い、その評価の結果に基づき第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

（賃金以外の待遇）
第10条　教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される社員就業規則第18条、第29条、第48条から第50条の規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとして派遣従業員就業規則27条から29条、32条、41条、無期雇用派遣従業員就業規則27条から29条、32条、39条の規定を適用する。

（教育訓練）
第11条　労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア支援制度の体系」に従って、着実に実施する。

（その他）
第12条　本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）
第13条　本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。
尚、本協定は、契約締結日にかかわらず、令和8年4月1日より遡及的に効力を有するものとする。
2　本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和8年9月30日

株式会社トーヨーワーク
代表取締役社長　豊原　章　印

株式会社トーヨーワーク
従業員代表　吉田　真由美　印

業務の種類
1391　飲食物調理従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1391飲食物調理従事者	別添2の調理人見習では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,161 （－）	1,321	1,414	1,449	1,551	1,657	2,060
2	地域調整	三重	98.6%	1,145	1,303	1,395	1,429	1,530	1,634	2,032
		滋賀	98.9%	1,149	1,307	1,399	1,434	1,534	1,639	2,038
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,247	1,419	1,519	1,557	1,666	1,780	2,213
		奈良計	107.4%	1,247	1,419	1,519	1,557	1,666	1,780	2,213
		大和高田計	100.6%	1,168	1,329	1,423	1,458	1,561	1,667	2,073
		桜井計	98.3%	1,142	1,299	1,390	1,425	1,525	1,629	2,025
		下市計	96.4%	1,120	1,274	1,364	1,397	1,496	1,598	1,986
		大和郡山計	98.9%	1,149	1,307	1,399	1,434	1,534	1,639	2,038
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1391 飲食物調理従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,213	○	2,213	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,780	○	1,780	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,247	○	1,247	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,073	○	2,073	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,667	○	1,667	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,168	○	1,168	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,025	○	2,025	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,629	○	1,629	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,142	○	1,142	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,986	○	1,986	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,598	○	1,598	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,120	○	1,120	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,038	○	2,038	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,639	○	1,639	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,149	○	1,149	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1494　金属プレス従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1494金属プレス従事者	別添2の07107金属プレス工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,080 （1113）	1,229	1,315	1,348	1,443	1,541	1,916
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,160	1,320	1,413	1,448	1,550	1,656	2,058
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1494 金属プレス従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,184	○	2,184	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,757	○	1,757	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,231	○	1,231	0年
奈良計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,058	○	2,058	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,656	○	1,656	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,160	○	1,160	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1498　金属溶接・溶断従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1498金属溶接・溶断従事者	別添2の07113金属溶接・溶断工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,179 （－）	1,342	1,436	1,471	1,575	1,682	2,092
2	地域調整	三重	98.6%	1,163	1,324	1,416	1,451	1,553	1,659	2,063
		滋賀	98.9%	1,167	1,328	1,421	1,455	1,558	1,664	2,069
		京都	101.5%	1,197	1,363	1,458	1,494	1,599	1,708	2,124
		大阪	107.4%	1,267	1,442	1,543	1,580	1,692	1,807	2,247
		奈良計	107.4%	1,267	1,442	1,543	1,580	1,692	1,807	2,247
		大和高田計	100.6%	1,187	1,351	1,445	1,480	1,585	1,693	2,105
		桜井計	98.3%	1,159	1,320	1,412	1,446	1,549	1,654	2,057
		下市計	96.4%	1,137	1,294	1,385	1,419	1,519	1,622	2,017
		大和郡山計	98.9%	1,167	1,328	1,421	1,455	1,558	1,664	2,069
		和歌山	94.1%	1,110	1,263	1,352	1,385	1,483	1,583	1,969

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1498 金属溶接・溶断従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,247	○	2,247	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,807	○	1,807	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,267	○	1,267	0年
奈良計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,247	○	2,247	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,807	○	1,807	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,267	○	1,267	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,105	○	2,105	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,693	○	1,693	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,187	○	1,187	0年
桜井計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,057	○	2,057	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,654	○	1,654	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,159	○	1,159	0年
下市計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,017	○	2,017	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,137	○	1,137	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,069	○	2,069	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,664	○	1,664	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,167	○	1,167	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1499　その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1499その他の製品製造・加工処理従	別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,176 （－）	1,338	1,432	1,468	1,571	1,678	2,086
2	地域調整	三重	98.6%	1,160	1,320	1,412	1,448	1,550	1,655	2,057
		滋賀	98.9%	1,164	1,324	1,417	1,452	1,554	1,660	2,064
		京都	101.5%	1,194	1,359	1,454	1,491	1,595	1,704	2,118
		大阪	107.4%	1,264	1,438	1,538	1,577	1,688	1,803	2,241
		奈良計	107.4%	1,264	1,438	1,538	1,577	1,688	1,803	2,241
		大和高田計	100.6%	1,184	1,347	1,441	1,477	1,581	1,689	2,099
		桜井計	98.3%	1,157	1,316	1,408	1,444	1,545	1,650	2,051
		下市計	96.4%	1,134	1,290	1,381	1,416	1,515	1,618	2,011
		大和郡山計	98.9%	1,164	1,324	1,417	1,452	1,554	1,660	2,064
		和歌山	94.1%	1,107	1,260	1,348	1,382	1,479	1,579	1,963

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　1499 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,241	○	2,241	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,803	○	1,803	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,264	○	1,264	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,099	○	2,099	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,689	○	1,689	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,184	○	1,184	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,051	○	2,051	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,650	○	1,650	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,157	○	1,157	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,011	○	2,011	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,618	○	1,618	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,134	○	1,134	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,064	○	2,064	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,660	○	1,660	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,164	○	1,164	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1503　食料品・飲料・たばこ製造従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1503食料品・飲料・たばこ製造従事	別添2の07207飲料・たばこ製造工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,060 （ 1097 ）	1,206	1,291	1,323	1,416	1,513	1,880
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,139	1,296	1,387	1,421	1,521	1,625	2,020
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,184	○	2,184	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,757	○	1,757	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,231	○	1,231	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,020	○	2,020	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,625	○	1,625	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,139	○	1,139	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1507　印刷・製本従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1507印刷・製本従事者	別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,113 （－）	1,267	1,356	1,389	1,487	1,588	1,974
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,196	1,361	1,457	1,492	1,598	1,706	2,121
		大和高田計	100.6%	1,120	1,275	1,365	1,398	1,496	1,598	1,986
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1507 印刷・製本従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,121	○	2,121	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,706	○	1,706	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,196	○	1,196	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,986	○	1,986	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,598	○	1,598	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,120	○	1,120	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1508ゴム・プラスチック製品製造従事	別添2のプラスチック製品製造工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,086 （－）	1,236	1,323	1,355	1,451	1,550	1,927
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,167	1,328	1,421	1,456	1,559	1,665	2,070
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,070	○	2,070	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,665	○	1,665	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,167	○	1,167	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1509 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1509その他の製品製造・加工処理従	別添2の汎用金属工作機械工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,182 （－）	1,345	1,440	1,475	1,579	1,687	2,097
2	地域調整	三重	98.6%	1,166	1,327	1,420	1,455	1,557	1,664	2,068
		滋賀	98.9%	1,169	1,331	1,425	1,459	1,562	1,669	2,074
		京都	101.5%	1,200	1,366	1,462	1,498	1,603	1,713	2,129
		大阪	107.4%	1,270	1,445	1,547	1,585	1,696	1,812	2,253
		奈良計	107.4%	1,270	1,445	1,547	1,585	1,696	1,812	2,253
		大和高田計	100.6%	1,190	1,354	1,449	1,484	1,589	1,698	2,110
		桜井計	98.3%	1,162	1,323	1,416	1,450	1,553	1,659	2,062
		下市計	96.4%	1,140	1,297	1,389	1,422	1,523	1,627	2,022
		大和郡山計	98.9%	1,169	1,331	1,425	1,459	1,562	1,669	2,074
		和歌山	94.1%	1,113	1,266	1,356	1,388	1,486	1,588	1,974

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1509 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,253	○	2,253	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,812	○	1,812	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,270	○	1,270	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,110	○	2,110	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,698	○	1,698	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,190	○	1,190	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,062	○	2,062	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,659	○	1,659	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,162	○	1,162	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,022	○	2,022	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,627	○	1,627	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,140	○	1,140	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,074	○	2,074	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,669	○	1,669	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りにその他の金属製品以外の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,169	○	1,169	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1511はん用・生産用・業務用機械器	別添2の07401はん用・生産用・業務用機械器具組立工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,162 （－）	1,322	1,415	1,450	1,552	1,658	2,061
2	地域調整	三重	98.6%	1,146	1,304	1,396	1,430	1,531	1,635	2,033
		滋賀	98.9%	1,150	1,308	1,400	1,435	1,535	1,640	2,039
		京都	101.5%	1,180	1,342	1,437	1,472	1,576	1,683	2,092
		大阪	107.4%	1,248	1,420	1,520	1,558	1,667	1,781	2,214
		奈良計	107.4%	1,248	1,420	1,520	1,558	1,667	1,781	2,214
		大和高田計	100.6%	1,169	1,330	1,424	1,459	1,562	1,668	2,074
		桜井計	98.3%	1,143	1,300	1,391	1,426	1,526	1,630	2,026
		下市計	96.4%	1,121	1,275	1,365	1,398	1,497	1,599	1,987
		大和郡山計	98.9%	1,150	1,308	1,400	1,435	1,535	1,640	2,039
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,214	○	2,214	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,781	○	1,781	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,248	○	1,248	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,214	○	2,214	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,781	○	1,781	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,248	○	1,248	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,074	○	2,074	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,668	○	1,668	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,169	○	1,169	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,026	○	2,026	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,630	○	1,630	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,143	○	1,143	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,987	○	1,987	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,599	○	1,599	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,121	○	1,121	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,039	○	2,039	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,640	○	1,640	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,150	○	1,150	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1512 電気機械器具組立従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1512電気機械器具組立従事者	別添2の電気機械組立工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,130 （－）	1,286	1,376	1,410	1,510	1,613	2,005
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,214	1,382	1,478	1,515	1,622	1,733	2,154
		大和高田計	100.6%	1,137	1,294	1,385	1,419	1,520	1,623	2,018
		桜井計	98.3%	1,111	1,265	1,353	1,387	1,485	1,586	1,971
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,118	1,272	1,361	1,395	1,494	1,596	1,983
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1512 電気機械器具組立従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,154	○	2,154	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,733	○	1,733	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,214	○	1,214	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,018	○	2,018	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,623	○	1,623	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,137	○	1,137	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,971	○	1,971	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,586	○	1,586	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,111	○	1,111	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,983	○	1,983	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,596	○	1,596	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,118	○	1,118	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1514 その他の機械組立従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添1　に定める	別添2のその他の機械組立の職業では		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	1514その他の機械組立従事者	派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,147 （－）	1,305	1,397	1,431	1,532	1,637	2,035
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,232	1,402	1,501	1,537	1,646	1,759	2,186
		奈良計	107.4%	1,232	1,402	1,501	1,537	1,646	1,759	2,186
		大和高田計	100.6%	1,154	1,313	1,406	1,440	1,542	1,647	2,048
		桜井計	98.3%	1,128	1,283	1,374	1,407	1,506	1,610	2,001
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,135	1,291	1,382	1,416	1,516	1,619	2,013
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1514 その他の機械組立従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,186	○	2,186	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,759	○	1,759	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,232	○	1,232	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,186	○	2,186	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,759	○	1,759	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,232	○	1,232	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,048	○	2,048	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,647	○	1,647	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,154	○	1,154	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,001	○	2,001	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,610	○	1,610	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,128	○	1,128	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,013	○	2,013	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,619	○	1,619	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,135	○	1,135	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1561 製品検査従事者(金属製品)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1 に定める 1561製品検査従事者(金属製品)	別添2の電気機械組立工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,178 (－)	1,341	1,435	1,470	1,574	1,681	2,090
2	地域調整	三重	98.6%	1,162	1,323	1,415	1,450	1,552	1,658	2,061
		滋賀	98.9%	1,166	1,327	1,420	1,454	1,557	1,663	2,068
		京都	101.5%	1,196	1,362	1,457	1,493	1,598	1,707	2,122
		大阪	107.4%	1,266	1,441	1,542	1,579	1,691	1,806	2,245
		奈良計	107.4%	1,266	1,441	1,542	1,579	1,691	1,806	2,245
		大和高田計	100.6%	1,186	1,350	1,444	1,479	1,584	1,692	2,103
		桜井計	98.3%	1,158	1,319	1,411	1,446	1,548	1,653	2,055
		下市計	96.4%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,621	2,015
		大和郡山計	98.9%	1,166	1,327	1,420	1,454	1,557	1,663	2,068
		和歌山	94.1%	1,109	1,262	1,351	1,384	1,482	1,582	1,967

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1561 製品検査従事者(金属製品))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,245	○	2,245	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,806	○	1,806	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,266	○	1,266	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,245	○	2,245	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,806	○	1,806	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,266	○	1,266	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,103	○	2,103	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,692	○	1,692	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,186	○	1,186	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,055	○	2,055	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,653	○	1,653	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,158	○	1,158	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,015	○	2,015	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,621	○	1,621	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,136	○	1,136	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,068	○	2,068	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,663	○	1,663	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに金属製品等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,166	○	1,166	0年

(備考)
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1703 その他の運搬従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1703その他の運搬従事者	別添2の電気機械組立工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,159 （－）	1,319	1,412	1,446	1,548	1,654	2,056
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,426	1,527	1,631	2,028
		滋賀	98.9%	1,147	1,305	1,397	1,431	1,531	1,636	2,034
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,245	1,417	1,517	1,554	1,663	1,777	2,209
		奈良計	107.4%	1,245	1,417	1,517	1,554	1,663	1,777	2,209
		大和高田計	100.6%	1,166	1,327	1,421	1,455	1,558	1,664	2,069
		桜井計	98.3%	1,140	1,297	1,388	1,422	1,522	1,626	2,022
		下市計	96.4%	1,118	1,272	1,362	1,394	1,493	1,595	1,982
		大和郡山計	98.9%	1,147	1,305	1,397	1,431	1,531	1,636	2,034
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1703 その他の運搬従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や現場人材の指導、工程管理ができる	2,209	○	2,209	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,777	○	1,777	10年
	C	派遣先から指示された通りに、決められた材料や製品を専用運搬車に載せて運ぶことができる	1,245	○	1,245	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や現場人材の指導、工程管理ができる	2,209	○	2,209	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,777	○	1,777	10年
	C	派遣先から指示された通りに、決められた材料や製品を専用運搬車に載せて運ぶことができる	1,245	○	1,245	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や現場人材の指導、工程管理ができる	2,069	○	2,069	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,664	○	1,664	10年
	C	派遣先から指示された通りに、決められた材料や製品を専用運搬車に載せて運ぶことができる	1,166	○	1,166	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や現場人材の指導、工程管理ができる	2,022	○	2,022	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,626	○	1,626	10年
	C	派遣先から指示された通りに、決められた材料や製品を専用運搬車に載せて運ぶことができる	1,140	○	1,140	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や現場人材の指導、工程管理ができる	1,982	○	1,982	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,595	○	1,595	10年
	C	派遣先から指示された通りに、決められた材料や製品を専用運搬車に載せて運ぶことができる	1,118	○	1,118	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や現場人材の指導、工程管理ができる	2,034	○	2,034	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,636	○	1,636	10年
	C	派遣先から指示された通りに、決められた材料や製品を専用運搬車に載せて運ぶことができる	1,147	○	1,147	0年
和歌山	A	Bランクに加え、作業改善や現場人材の指導、工程管理ができる	1,954	○	1,954	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,572	○	1,572	10年
	C	派遣先から指示された通りに、決められた材料や製品を専用運搬車に載せて運ぶことができる	1,101	○	1,101	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1711 ビル・建物清掃員

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1　に定める 1711ビル・建物清掃員	別添2のビル・建物清掃員では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,006 （－）	1,145	1,225	1,255	1,344	1,436	1,785
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1711 ビル・建物清掃員　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	1,107	○	1,107	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
1721 包装従事者

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添1　に定める	別添2の製品包装作業員では派遣料金		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	1721包装従事者	が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,010 （ 1081 ）	1,149	1,230	1,260	1,349	1,441	1,792
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　1721 包装従事者　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,107	○	1,107	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 371看護助手
新 02801　　看護助手

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添2　に定める			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	02801看護助手	－		1,037 （－）	1,180	1,263	1,294	1,385	1,480	1,840
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,114	1,268	1,357	1,390	1,488	1,590	1,977
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　02801看護助手　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,977	○	1,977	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,590	○	1,590	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	1,114	○	1,114	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導、シフト管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	患者の食事補助、病室の清掃・ベッドメイキング、入浴の介助などが派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 257総合事務員
新 03401　　一般事務員

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 03401一般事務員	－		1,122 （－）	1,277	1,367	1,400	1,499	1,601	1,990
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,206	1,372	1,469	1,504	1,610	1,720	2,138
		大和高田計	100.6%	1,129	1,285	1,376	1,409	1,508	1,611	2,002
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,110	1,263	1,352	1,385	1,483	1,584	1,969
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　03401一般事務員　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,138	○	2,138	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,720	○	1,720	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ﾗﾍﾞﾙ発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・ﾒｰﾙ対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,206	○	1,206	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,002	○	2,002	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,611	○	1,611	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ﾗﾍﾞﾙ発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・ﾒｰﾙ対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,129	○	1,129	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ﾗﾍﾞﾙ発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・ﾒｰﾙ対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ﾗﾍﾞﾙ発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・ﾒｰﾙ対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,969	○	1,969	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,584	○	1,584	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ﾗﾍﾞﾙ発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・ﾒｰﾙ対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,110	○	1,110	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 258医療・介護事務員
新 03701　　医療事務員（調剤薬局を除く）

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 03701医療事務員（調剤薬局を除く）	－		1,071 （－）	1,219	1,304	1,337	1,431	1,528	1,900
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,151	1,310	1,401	1,436	1,537	1,642	2,041
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　03701医療事務員（調剤薬局を除く）　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,041	○	2,041	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,642	○	1,642	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,151	○	1,151	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レセプトの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 263経理事務員
新 03803　　経理事務員

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 03803経理事務員	－		1,245 （－）	1,417	1,516	1,554	1,663	1,777	2,209
2	地域調整	三重	98.6%	1,228	1,398	1,495	1,533	1,640	1,753	2,179
		滋賀	98.9%	1,232	1,402	1,500	1,537	1,645	1,758	2,185
		京都	101.5%	1,264	1,439	1,539	1,578	1,688	1,804	2,243
		大阪	107.4%	1,338	1,522	1,629	1,669	1,787	1,909	2,373
		奈良計	107.4%	1,338	1,522	1,629	1,669	1,787	1,909	2,373
		大和高田計	100.6%	1,253	1,426	1,526	1,564	1,673	1,788	2,223
		桜井計	98.3%	1,224	1,393	1,491	1,528	1,635	1,747	2,172
		下市計	96.4%	1,201	1,366	1,462	1,499	1,604	1,714	2,130
		大和郡山計	98.9%	1,232	1,402	1,500	1,537	1,645	1,758	2,185
		和歌山	94.1%	1,172	1,334	1,427	1,463	1,565	1,673	2,079

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　03803経理事務員　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,373	○	2,373	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,909	○	1,909	10年
	C	資料整理・ファイリング、ﾃﾞｰﾀ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,338	○	1,338	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,223	○	2,223	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,788	○	1,788	10年
	C	資料整理・ファイリング、ﾃﾞｰﾀ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,253	○	1,253	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,172	○	2,172	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,747	○	1,747	10年
	C	資料整理・ファイリング、ﾃﾞｰﾀ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,224	○	1,224	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,130	○	2,130	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,714	○	1,714	10年
	C	資料整理・ファイリング、ﾃﾞｰﾀ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,201	○	1,201	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,185	○	2,185	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,758	○	1,758	10年
	C	資料整理・ファイリング、ﾃﾞｰﾀ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,232	○	1,232	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 312データ入力係員
新 04302　　データ入力事務員

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 04302データ入力事務員	－		1,166 （－）	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068
2	地域調整	三重	98.6%	1,150	1,309	1,401	1,435	1,537	1,641	2,040
		滋賀	98.9%	1,154	1,313	1,405	1,439	1,541	1,646	2,046
		京都	101.5%	1,184	1,347	1,442	1,477	1,582	1,689	2,100
		大阪	107.4%	1,253	1,426	1,526	1,563	1,674	1,788	2,222
		奈良計	107.4%	1,253	1,426	1,526	1,563	1,674	1,788	2,222
		大和高田計	100.6%	1,173	1,335	1,429	1,464	1,568	1,674	2,081
		桜井計	98.3%	1,147	1,305	1,396	1,431	1,532	1,636	2,033
		下市計	96.4%	1,125	1,280	1,369	1,403	1,502	1,605	1,994
		大和郡山計	98.9%	1,154	1,313	1,405	1,439	1,541	1,646	2,046
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　04302データ入力事務員　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,222	○	2,222	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,788	○	1,788	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,253	○	1,253	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,081	○	2,081	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,674	○	1,674	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,173	○	1,173	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,033	○	2,033	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,636	○	1,636	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,147	○	1,147	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,994	○	1,994	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,605	○	1,605	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,125	○	1,125	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,046	○	2,046	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,646	○	1,646	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,154	○	1,154	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類

05001　高齢者入所型施設介護員

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 05001高齢者入所型施設介護員	－		1,183 （－）	1,346	1,441	1,476	1,580	1,688	2,099
2	地域調整	三重	98.6%	1,167	1,328	1,421	1,456	1,558	1,665	2,070
		滋賀	98.9%	1,170	1,332	1,426	1,460	1,563	1,670	2,076
		京都	101.5%	1,201	1,367	1,463	1,499	1,604	1,714	2,131
		大阪	107.4%	1,271	1,446	1,548	1,586	1,697	1,813	2,255
		奈良計	107.4%	1,271	1,446	1,548	1,586	1,697	1,813	2,255
		大和高田計	100.6%	1,191	1,355	1,450	1,485	1,590	1,699	2,112
		桜井計	98.3%	1,163	1,324	1,417	1,451	1,554	1,660	2,064
		下市計	96.4%	1,141	1,298	1,390	1,423	1,524	1,628	2,024
		大和郡山計	98.9%	1,170	1,332	1,426	1,460	1,563	1,670	2,076
		和歌山	94.1%	1,114	1,267	1,356	1,389	1,487	1,589	1,976

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　05001高齢者入所型施設介護員　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,255	○	2,255	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,813	○	1,813	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,271	○	1,271	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,112	○	2,112	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,699	○	1,699	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,191	○	1,191	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,064	○	2,064	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,660	○	1,660	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,163	○	1,163	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,024	○	2,024	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,628	○	1,628	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,141	○	1,141	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,076	○	2,076	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,670	○	1,670	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,170	○	1,170	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする

※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 501化学製品生産設備制御・監視員
新 06901　　化学製品生産設備オペレーター

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 06901化学製品生産設備オペレー	－		1,173 （－）	1,335	1,429	1,464	1,567	1,674	2,081
2	地域調整	三重	98.6%	1,157	1,317	1,409	1,444	1,546	1,651	2,052
		滋賀	98.9%	1,161	1,321	1,414	1,448	1,550	1,656	2,059
		京都	101.5%	1,191	1,356	1,451	1,486	1,591	1,700	2,113
		大阪	107.4%	1,260	1,434	1,535	1,573	1,683	1,798	2,235
		奈良計	107.4%	1,260	1,434	1,535	1,573	1,683	1,798	2,235
		大和高田計	100.6%	1,181	1,344	1,438	1,473	1,577	1,685	2,094
		桜井計	98.3%	1,154	1,313	1,405	1,440	1,541	1,646	2,046
		下市計	96.4%	1,131	1,287	1,378	1,412	1,511	1,614	2,007
		大和郡山計	98.9%	1,161	1,321	1,414	1,448	1,550	1,656	2,059
		和歌山	94.1%	1,104	1,257	1,345	1,378	1,475	1,576	1,959

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　06901化学製品生産設備オペレーター　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,235	○	2,235	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,798	○	1,798	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,260	○	1,260	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,094	○	2,094	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,685	○	1,685	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,181	○	1,181	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,046	○	2,046	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,646	○	1,646	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,154	○	1,154	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,007	○	2,007	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,614	○	1,614	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,131	○	1,131	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,059	○	2,059	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,656	○	1,656	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,161	○	1,161	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
06904　木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添2　に定める			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	06904木製品・パルプ・紙製品生産設			1,162 （－）	1,322	1,415	1,450	1,552	1,658	2,061
2	地域調整	三重	98.6%	1,146	1,304	1,396	1,430	1,531	1,635	2,033
		滋賀	98.9%	1,150	1,308	1,400	1,435	1,535	1,640	2,039
		京都	101.5%	1,180	1,342	1,437	1,472	1,576	1,683	2,092
		大阪	107.4%	1,248	1,420	1,520	1,558	1,667	1,781	2,214
		奈良計	107.4%	1,248	1,420	1,520	1,558	1,667	1,781	2,214
		大和高田計	100.6%	1,169	1,330	1,424	1,459	1,562	1,668	2,074
		桜井計	98.3%	1,143	1,300	1,391	1,426	1,526	1,630	2,026
		下市計	96.4%	1,121	1,275	1,365	1,398	1,497	1,599	1,987
		大和郡山計	98.9%	1,150	1,308	1,400	1,435	1,535	1,640	2,039
		和歌山	94.1%	1,101	1,245	1,332	1,365	1,461	1,561	1,940

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　06904木製品・パルプ・紙製品生産設備オペレーター　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,214	○	2,214	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,781	○	1,781	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,248	○	1,248	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,074	○	2,074	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,668	○	1,668	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,169	○	1,169	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,026	○	2,026	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,630	○	1,630	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,143	○	1,143	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,987	○	1,987	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,599	○	1,599	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,121	○	1,121	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,039	○	2,039	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,640	○	1,640	10年
	C	木製品・パルプ・紙製品の加工をするための装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,150	○	1,150	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 536金属製品製造工
新 07112　　金属製器具・建具・金型等製造工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 07112金属製器具・建具・金型等製造	－		1,164 （－）	1,325	1,418	1,453	1,555	1,661	2,065
2	地域調整	三重	98.6%	1,148	1,307	1,399	1,433	1,534	1,638	2,037
		滋賀	98.9%	1,152	1,311	1,403	1,438	1,538	1,643	2,043
		京都	101.5%	1,182	1,345	1,440	1,475	1,579	1,686	2,096
		大阪	107.4%	1,251	1,424	1,523	1,561	1,671	1,784	2,218
		奈良計	107.4%	1,251	1,424	1,523	1,561	1,671	1,784	2,218
		大和高田計	100.6%	1,171	1,333	1,427	1,462	1,565	1,671	2,078
		桜井計	98.3%	1,145	1,303	1,394	1,429	1,529	1,633	2,030
		下市計	96.4%	1,123	1,278	1,367	1,401	1,500	1,602	1,991
		大和郡山計	98.9%	1,152	1,311	1,403	1,438	1,538	1,643	2,043
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　07112金属製器具・建具・金型等製造工　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,218	○	2,218	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,784	○	1,784	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,251	○	1,251	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,078	○	2,078	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,671	○	1,671	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,171	○	1,171	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,030	○	2,030	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,633	○	1,633	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,145	○	1,145	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,991	○	1,991	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,602	○	1,602	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,123	○	1,123	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,043	○	2,043	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,643	○	1,643	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,152	○	1,152	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 545パン・菓子製造工
新 07201　パン・菓子製造工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添2　に定める			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07201パン・菓子製造工	－		1,154 （－）	1,313	1,406	1,440	1,542	1,647	2,047
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,142	1,299	1,391	1,425	1,526	1,629	2,025
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,240	1,411	1,511	1,547	1,657	1,769	2,199
		奈良計	107.4%	1,240	1,411	1,511	1,547	1,657	1,769	2,199
		大和高田計	100.6%	1,161	1,321	1,415	1,449	1,552	1,657	2,060
		桜井計	98.3%	1,135	1,291	1,383	1,416	1,516	1,620	2,013
		下市計	96.4%	1,113	1,266	1,356	1,389	1,487	1,588	1,974
		大和郡山計	98.9%	1,142	1,299	1,391	1,425	1,526	1,629	2,025
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　07201パン・菓子製造工　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,199	○	2,199	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,769	○	1,769	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,240	○	1,240	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,199	○	2,199	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,769	○	1,769	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,240	○	1,240	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,060	○	2,060	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,657	○	1,657	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,161	○	1,161	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,013	○	2,013	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,620	○	1,620	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,135	○	1,135	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,974	○	1,974	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,588	○	1,588	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,113	○	1,113	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,025	○	2,025	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,629	○	1,629	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,142	○	1,142	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 553保存食品製造工等
新 07204　　保存食品・冷凍加工食品製造工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 07204保存食品・冷凍加工食品製造	－		1,106 （－）	1,259	1,347	1,380	1,478	1,578	1,962
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,188	1,353	1,447	1,483	1,588	1,695	2,108
		大和高田計	100.6%	1,113	1,267	1,356	1,389	1,487	1,588	1,974
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　07204保存食品・冷凍加工食品製造工　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,094	○	2,094	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,684	○	1,684	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,180	○	1,180	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,108	○	2,108	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,695	○	1,695	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,188	○	1,188	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,974	○	1,974	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,588	○	1,588	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,113	○	1,113	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
　　又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
　　平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 542窯業・土石製品製造工
新 07302　窯業・土石製品製造工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添2　に定める			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07302窯業・土石製品製造工	－		1,166 （－）	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068
2	地域調整	三重	98.6%	1,150	1,309	1,401	1,435	1,537	1,641	2,040
		滋賀	98.9%	1,154	1,313	1,405	1,439	1,541	1,646	2,046
		京都	101.5%	1,184	1,347	1,442	1,477	1,582	1,689	2,100
		大阪	107.4%	1,253	1,426	1,526	1,563	1,674	1,788	2,222
		奈良計	107.4%	1,253	1,426	1,526	1,563	1,674	1,788	2,222
		大和高田計	100.6%	1,173	1,335	1,429	1,464	1,568	1,674	2,081
		桜井計	98.3%	1,147	1,305	1,396	1,431	1,532	1,636	2,033
		下市計	96.4%	1,125	1,280	1,369	1,403	1,502	1,605	1,994
		大和郡山計	98.9%	1,154	1,313	1,405	1,439	1,541	1,646	2,046
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　07302窯業・土石製品製造工　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,222	○	2,222	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ｼﾌﾄ作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,788	○	1,788	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,253	○	1,253	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,081	○	2,081	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ｼﾌﾄ作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,674	○	1,674	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,173	○	1,173	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,033	○	2,033	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ｼﾌﾄ作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,636	○	1,636	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,147	○	1,147	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,994	○	1,994	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ｼﾌﾄ作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,605	○	1,605	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,125	○	1,125	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,046	○	2,046	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、ｼﾌﾄ作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,646	○	1,646	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,154	○	1,154	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 557紡織工及び558衣服・繊維製品製造工
新 07303　　紡織製品・衣服・繊維製品製造工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添2　に定める			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07303紡織製品・衣服・繊維製品製造	－		1,050 （－）	1,195	1,279	1,310	1,403	1,498	1,863
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,128	1,284	1,374	1,407	1,507	1,609	2,001
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　07303紡織製品・衣服・繊維製品製造工　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,001	○	2,001	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,609	○	1,609	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,128	○	1,128	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 565プラスチック製品製造工
新 07308　　プラスチック製品製造工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 07308プラスチック製品製造工	－		1,157 （－）	1,317	1,409	1,444	1,546	1,651	2,053
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,145	1,303	1,394	1,429	1,529	1,633	2,031
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,243	1,415	1,514	1,551	1,661	1,774	2,205
		奈良計	107.4%	1,243	1,415	1,514	1,551	1,661	1,774	2,205
		大和高田計	100.6%	1,164	1,325	1,418	1,453	1,556	1,661	2,066
		桜井計	98.3%	1,138	1,295	1,386	1,420	1,520	1,623	2,019
		下市計	96.4%	1,116	1,270	1,359	1,393	1,491	1,592	1,980
		大和郡山計	98.9%	1,145	1,303	1,394	1,429	1,529	1,633	2,031
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　07308プラスチック製品製造工　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,205	○	2,205	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,774	○	1,774	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,243	○	1,243	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,066	○	2,066	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,661	○	1,661	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,164	○	1,164	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,019	○	2,019	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,623	○	1,623	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,138	○	1,138	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,980	○	1,980	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,592	○	1,592	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,116	○	1,116	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,031	○	2,031	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,633	○	1,633	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,145	○	1,145	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類

07402　　電気機械組立工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 07402電気機械組立工	－		1,149 （－）	1,308	1,399	1,434	1,535	1,640	2,038
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,137	1,294	1,384	1,419	1,519	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,235	1,405	1,503	1,541	1,649	1,762	2,189
		奈良計	107.4%	1,235	1,405	1,503	1,541	1,649	1,762	2,189
		大和高田計	100.6%	1,156	1,316	1,408	1,443	1,545	1,650	2,051
		桜井計	98.3%	1,130	1,286	1,376	1,410	1,509	1,613	2,004
		下市計	96.4%	1,108	1,261	1,349	1,383	1,480	1,581	1,965
		大和郡山計	98.9%	1,137	1,294	1,384	1,419	1,519	1,622	2,016
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　07402電気機械組立工　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,189	○	2,189	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,762	○	1,762	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,235	○	1,235	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,189	○	2,189	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,762	○	1,762	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,235	○	1,235	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,051	○	2,051	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,650	○	1,650	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,156	○	1,156	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,004	○	2,004	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,613	○	1,613	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,130	○	1,130	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,965	○	1,965	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,581	○	1,581	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,108	○	1,108	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,016	○	2,016	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,137	○	1,137	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする

※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 611金属材料検査工
新 07601　　金属材料検査工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添2　に定める			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07601金属材料検査工	－		1,155 （－）	1,314	1,407	1,441	1,543	1,648	2,049
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,143	1,300	1,392	1,426	1,527	1,630	2,027
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,241	1,412	1,512	1,548	1,658	1,770	2,201
		奈良計	107.4%	1,241	1,412	1,512	1,548	1,658	1,770	2,201
		大和高田計	100.6%	1,162	1,322	1,416	1,450	1,553	1,658	2,062
		桜井計	98.3%	1,136	1,292	1,384	1,417	1,517	1,620	2,015
		下市計	96.4%	1,114	1,267	1,357	1,390	1,488	1,589	1,976
		大和郡山計	98.9%	1,143	1,300	1,392	1,426	1,527	1,630	2,027
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　07601金属材料検査工　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,201	○	2,201	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,770	○	1,770	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,241	○	1,241	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,201	○	2,201	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,770	○	1,770	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,241	○	1,241	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,062	○	2,062	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,658	○	1,658	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,162	○	1,162	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,015	○	2,015	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,620	○	1,620	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,136	○	1,136	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,976	○	1,976	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,589	○	1,589	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,114	○	1,114	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,027	○	2,027	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,630	○	1,630	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り金属の材料を製造・検査ができる	1,143	○	1,143	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類

07701　食料品検査工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 07701食料品検査工	－		1,149 （－）	1,308	1,399	1,434	1,535	1,640	2,038
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,137	1,294	1,384	1,419	1,519	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,235	1,405	1,503	1,541	1,649	1,762	2,189
		奈良計	107.4%	1,235	1,405	1,503	1,541	1,649	1,762	2,189
		大和高田計	100.6%	1,156	1,316	1,408	1,443	1,545	1,650	2,051
		桜井計	98.3%	1,130	1,286	1,376	1,410	1,509	1,613	2,004
		下市計	96.4%	1,108	1,261	1,349	1,383	1,480	1,581	1,965
		大和郡山計	98.9%	1,137	1,294	1,384	1,419	1,519	1,622	2,016
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　07701食料品検査工　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,189	○	2,189	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,762	○	1,762	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り食料品の材料を製造・検査ができる	1,235	○	1,235	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,051	○	2,051	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,650	○	1,650	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り食料品の材料を製造・検査ができる	1,156	○	1,156	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,004	○	2,004	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,613	○	1,613	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り食料品の材料を製造・検査ができる	1,130	○	1,130	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,965	○	1,965	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,581	○	1,581	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り食料品の材料を製造・検査ができる	1,108	○	1,108	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,016	○	2,016	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り食料品の材料を製造・検査ができる	1,137	○	1,137	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 622窯業製品検査工
新 07802　　窯業・土石製品検査工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添2　に定める			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07802窯業・土石製品検査工	－		1,200 （－）	1,366	1,462	1,498	1,603	1,712	2,129
2	地域調整	三重	98.6%	1,184	1,347	1,442	1,478	1,581	1,689	2,100
		滋賀	98.9%	1,187	1,351	1,446	1,482	1,586	1,694	2,106
		京都	101.5%	1,218	1,387	1,484	1,521	1,628	1,738	2,161
		大阪	107.4%	1,289	1,468	1,571	1,609	1,722	1,839	2,287
		奈良計	107.4%	1,289	1,468	1,571	1,609	1,722	1,839	2,287
		大和高田計	100.6%	1,208	1,375	1,471	1,507	1,613	1,723	2,142
		桜井計	98.3%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,576	1,683	2,093
		下市計	96.4%	1,157	1,317	1,410	1,445	1,546	1,651	2,053
		大和郡山計	98.9%	1,187	1,351	1,446	1,482	1,586	1,694	2,106
		和歌山	94.1%	1,130	1,286	1,376	1,410	1,509	1,611	2,004

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　07802窯業・土石製品検査工　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,161	○	2,161	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,738	○	1,738	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,218	○	1,218	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,287	○	2,287	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,839	○	1,839	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,289	○	1,289	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,142	○	2,142	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,723	○	1,723	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,208	○	1,208	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,093	○	2,093	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,683	○	1,683	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,180	○	1,180	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,053	○	2,053	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,651	○	1,651	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,157	○	1,157	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,106	○	2,106	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,694	○	1,694	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り窯業製品の製造・検査ができる	1,187	○	1,187	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類

07804　　木製品・パルプ・紙製品検査工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 07804木製品・パルプ・紙製品検査工	－		1,095 （－）	1,246	1,334	1,367	1,463	1,563	1,943
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,177	1,339	1,433	1,469	1,572	1,679	2,087
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　　（　　07804木製品・パルプ・紙製品検査工　　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,087	○	2,087	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,679	○	1,679	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,177	○	1,177	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記

※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする

※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 628ゴム製品検査工等
新 07806　ゴム・プラスチック製品検査工

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 07806ゴム・プラスチック製品検査工	－		1,089 （－）	1,239	1,326	1,359	1,455	1,554	1,932
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,170	1,331	1,425	1,460	1,563	1,669	2,075
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　07806ゴム・プラスチック製品検査工　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,094	○	2,094	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,684	○	1,684	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,180	○	1,180	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,075	○	2,075	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,669	○	1,669	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,170	○	1,170	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 684フォークリフト運転作業員
新 08804　フォークリフト運転作業員

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2　に定める 08804フォークリフト運転作業員	－		1,228 （－）	1,397	1,496	1,533	1,641	1,752	2,178
2	地域調整	三重	98.6%	1,211	1,378	1,476	1,512	1,619	1,728	2,148
		滋賀	98.9%	1,215	1,382	1,480	1,517	1,623	1,733	2,155
		京都	101.5%	1,247	1,418	1,519	1,556	1,666	1,779	2,211
		大阪	107.4%	1,319	1,501	1,607	1,647	1,763	1,882	2,340
		奈良計	107.4%	1,319	1,501	1,607	1,647	1,763	1,882	2,340
		大和高田計	100.6%	1,236	1,406	1,505	1,543	1,651	1,763	2,192
		桜井計	98.3%	1,208	1,374	1,471	1,507	1,614	1,723	2,141
		下市計	96.4%	1,184	1,347	1,443	1,478	1,582	1,689	2,100
		大和郡山計	98.9%	1,215	1,382	1,480	1,517	1,623	1,733	2,155
		和歌山	94.1%	1,156	1,315	1,408	1,443	1,545	1,649	2,050

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　08804フォークリフト運転作業員　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,211	○	2,211	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,779	○	1,779	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,247	○	1,247	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,340	○	2,340	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,882	○	1,882	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,319	○	1,319	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,192	○	2,192	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,763	○	1,763	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,236	○	1,236	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,141	○	2,141	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,723	○	1,723	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,208	○	1,208	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,100	○	2,100	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,689	○	1,689	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,184	○	1,184	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,155	○	2,155	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,733	○	1,733	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,215	○	1,215	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 754倉庫作業員
新 09503　倉庫作業員

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添2　に定める			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	09503倉庫作業員	－		1,205 （－）	1,371	1,468	1,504	1,610	1,720	2,138
2	地域調整	三重	98.6%	1,189	1,352	1,448	1,483	1,588	1,696	2,109
		滋賀	98.9%	1,192	1,356	1,452	1,488	1,593	1,702	2,115
		京都	101.5%	1,224	1,392	1,491	1,527	1,635	1,746	2,171
		大阪	107.4%	1,295	1,473	1,577	1,616	1,730	1,848	2,297
		奈良計	107.4%	1,295	1,473	1,577	1,616	1,730	1,848	2,297
		大和高田計	100.6%	1,213	1,380	1,477	1,514	1,620	1,731	2,151
		桜井計	98.3%	1,185	1,348	1,444	1,479	1,583	1,691	2,102
		下市計	96.4%	1,162	1,322	1,416	1,450	1,553	1,659	2,062
		大和郡山計	98.9%	1,192	1,356	1,452	1,488	1,593	1,702	2,115
		和歌山	94.1%	1,134	1,291	1,382	1,416	1,516	1,619	2,012

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　09503倉庫作業員　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,297	○	2,297	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,848	○	1,848	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,295	○	1,295	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,151	○	2,151	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,731	○	1,731	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,213	○	1,213	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,102	○	2,102	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,691	○	1,691	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,185	○	1,185	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,062	○	2,062	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,659	○	1,659	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,162	○	1,162	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,115	○	2,115	20年
	B	Cランクに加え、人材教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,702	○	1,702	10年
	C	派遣先から指示された通り、倉庫内での仕分け作業やその他の業務を行うことができる	1,192	○	1,192	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

業務の種類
旧 771製品包装作業員
新 09701　　製品包装作業員

別表1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
	別添2　に定める			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	09701製品包装作業員	－		1,099 （－）	1,251	1,339	1,372	1,468	1,568	1,950
2	地域調整	三重	98.6%	1,143	1,301	1,393	1,427	1,528	1,632	2,028
		滋賀	98.9%	1,136	1,293	1,384	1,418	1,518	1,622	2,016
		京都	101.5%	1,180	1,343	1,438	1,473	1,577	1,684	2,094
		大阪	107.4%	1,231	1,401	1,500	1,537	1,645	1,757	2,184
		奈良計	107.4%	1,181	1,344	1,439	1,474	1,577	1,685	2,095
		大和高田計	100.6%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		桜井計	98.3%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		下市計	96.4%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		大和郡山計	98.9%	1,107	1,260	1,349	1,382	1,479	1,580	1,964
		和歌山	94.1%	1,101	1,253	1,342	1,375	1,471	1,572	1,954

別表2　対象従業員の基本給（賞与を含む）の額　（　09701製品包装作業員　）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,095	○	2,095	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,685	○	1,685	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,181	○	1,181	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,107	○	1,107	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,107	○	1,107	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,107	○	1,107	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,964	○	1,964	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,580	○	1,580	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,107	○	1,107	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1　派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの
又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2　それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記
※3　協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の
平均的な賃金の額と同額以上とする
※4　別表1の1　()は基準値0年の最大値

別添3　地域指数

三重	98.6 %
滋賀	98.9 %
京都	101.5 %
大阪	107.4 %
2901 奈良計	107.4 %
2902 大和高田計	100.6 %
2903 桜井計	98.3 %
2904 下市計	96.4 %
2905 大和郡山計	98.9 %
和歌山	94.1 %

別表３　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率（月数）	自己都合退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	－
	会社都合退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	12.0	13.0	16.0

（資料出所）「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値（ 64.2%）として通達で定めたもの（少数点第二位を四捨五入）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年
支給率（月数）	自己都合退職	0.6	1.2	2.5	4.1	6.0	7.8	9.7	11.3	－
	会社都合退職	0.8	1.4	3.7	5.0	7.0	9.2	11.0	12.8	15.1

（資料出所）「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・高専短大卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値（ 64.2%）として通達で定めたもの（少数点第二位を四捨五入）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率（月数）	自己都合退職	0.6	1.2	2.5	4.4	6.0	8.3	10.2	11.6	11.8	－
	会社都合退職	0.8	1.5	3.2	5.5	7.1	9.8	11.6	13.1	13.5	15.1

（資料出所）「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・高専短大卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値（ 64.2%）として通達で定めたもの（少数点第二位を四捨五入）

別表４　対象従業員の退職手当の額

【大学卒】

勤続年数		3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	定年
支給率（月数）	自己都合退職	－	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.6	－
	会社都合退職	－	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	13.0	16.0

【高専・短大卒】

勤続年数		3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上37年未満	定年
支給率（月数）	自己都合退職	－	1.2	2.5	4.1	6.0	7.8	9.7	11.3	－
	会社都合退職	－	1.4	3.7	5.0	7.0	9.2	11.0	12.8	15.1

【高校卒】

勤続年数		3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上39年未満	定年
支給率（月数）	自己都合退職	－	1.2	2.5	4.4	6.0	8.3	10.2	11.8	－
	会社都合退職	－	1.5	3.2	5.5	7.1	9.8	11.6	13.5	15.1

Ⅶ

別表３　（再掲）

【大学卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率（月数）	自己都合退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	－
	会社都合退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	12.0	13.0	16.0

【高専・短大卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年
支給率（月数）	自己都合退職	0.6	1.2	2.5	4.1	6.0	7.8	9.7	11.3	－
	会社都合退職	0.8	1.4	3.7	5.0	7.0	9.2	11.0	12.8	15.1

【高校卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率（月数）	自己都合退職	0.6	1.2	2.5	4.4	6.0	8.3	10.2	11.6	11.8	－
	会社都合退職	0.8	1.5	3.2	5.5	7.1	9.8	11.6	13.1	13.5	15.1

（備考）

1　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。

2　退職手当の受給に必要な最低勤続年数は5年とし、退職時の勤続年数が5年未満の場合は支給しない。